

屋外広告物許可申請手続きについて（変更申請）

注意事項をよく読み、必要な書類を作成して確認し、正副2部を提出してください。

※手数料は、審査後に納付書を郵送しますので、金融機関で納付してください。

	提出書類	注意事項	確認
必ず提出するもの	屋外広告物許可申請書 *市のHPからダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式第4号 ➢ 備考欄に申請に係る問い合わせ先を記入してください。 	<input type="checkbox"/>
	自家広告物の場合は 案内図と配置図 案内図板の場合は案内図	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告物の表示・設置場所がはっきりと確認できるもの。 ➢ 自家広告物の場合は、①案内図、②建物や道路境界線と広告物の関係がわかるもの(配置図)を提出してください。 ➢ 案内図板の場合は、①案内する事業所等の場所、②設置場所から案内先への経路・距離、③案内図を表示する方向 を記入してください。 	<input type="checkbox"/>
	変更・改造の前後を比較できる仕様書及び設計書	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更の詳細が確認できるよう、新旧それぞれについて寸法・面積・構造・材質が確認できるもの。 ➢ 屋上広告は設置する建物の高さや広告物の高さがわかるもの。 ➢ 壁面広告は壁面面積と各広告物の面積がわかるもの。 ➢ 野立広告は掲出する板面の面積や地盤面からの高さがわかるもの。 	<input type="checkbox"/>
	変更・改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面等	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更の詳細が確認できるよう、新旧それぞれについて表示内容のわかるもの。(仕様書・設計書と一葉でも可) ➢ 許可が必要な広告物すべてに対し、色彩の基準があります。審査のため、<u>広告物に使用しているすべての色</u>についてマンセル値がわかるものを提出してください。 ➢ 野立て案内図板は、案内表示の部分、それ以外の部分を各々図示し、その面積と計算式を記入してください。 ➢ 野立て案内図板に商標登録してあるマーク等を表示する場合は、商標登録番号を記入してください。 	<input type="checkbox"/>
	表示・設置場所周辺のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示・設置場所とその周辺の状況が確認できるもの。(近景・遠景) ➢ 野立て案内図板で隣接する看板がある場合は、相互間距離が確保されることがわかる写真に、相互間距離を記入してください。 	<input type="checkbox"/>
変更後に提出	表示・設置後のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 確認のため、広告物ごとの写真(近景写真)と設置場所全体がわかる写真(遠景写真)を提出してください。 ➢ 野立て案内図板で隣接する看板がある場合は、相互間距離が確保されていることがわかる写真に、相互間距離を記入してください。 	<input type="checkbox"/>
	点検報告書 *市のHPからダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式第3号 ➢ 変更及び改造の内容によっては、変更・改造後に点検を行い、提出して下さい。 	<input type="checkbox"/>

参考:書類を提出される皆様へ 申請書等の作成(有償)に関する問合せ先・・・静岡県行政書士会 TEL:054-254-3003

《ご注意》行政書士でない方が、報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますのでご注意ください。(「業とする」とは、反復継続の意思をもって書類作成を行うことと解されています。)

【提出先・問い合わせ先】〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市役所 都市計画課 (伊豆長岡庁舎別館2階)
TEL: 055-948-2909 FAX: 055-948-1468 E-mail: tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp